

(案)

平成28年10月12日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県地方独立行政法人評価委員会
委員長 末長 範彦

意 見 書

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに係る中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第3項に基づく岡山県地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター中期目標(案)のとおり定めることが適当である。

以上